



大切な農作物を守るために

有害獣の捕獲を行っています

全国各地で起こっているイノシシやシカなどによる農作物被害。敦賀市も例外ではありません。市内の農家の方が大切に育てた稲や野菜、果物が、これら有害獣に食べ荒らされています。そこで市では、地場農作物を守るために、現在、猟友会に委託し、有害獣の捕獲を行っています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ※1 有害獣・・・イノシシやシカ、ハクビシン、アライグマ、サルなど、農作物などに被害をもたらす動物。自然環境保護の観点から捕獲頭数を調整し、捕獲しています。
- ※2 猟友会・・・福井県猟友会敦賀支部のこと（会員61人）。鳥獣等の捕獲許可を得て活動しています。（捕獲活動中は、猟友会の帽子とベストを着用しています。）

どのように捕獲するの？

主に捕獲檻（右上写真）を設置して、有害獣を捕らえます。檻は、動物たちが出没する可能性の高い、山際の田畑付近に設置します。また、時には猟銃を使って、威嚇したり捕らえたりすることもあります。

いつ、どこで行っているの？

特に被害が多いと予測される6月中旬～10月中旬に行います。（現在、すでに行っています）。檻の設置地区は右表の通りで、ほぼ毎日、猟友会の捕獲隊員や、地区の農家組合員が見回りを行っています。また、皆さんからの情報提供があった場所も、隊員が見回りに行きます。

すべて

有害獣の情報をください。

捕獲隊員による見回りは広範囲で、すべての状況を把握するのは困難です。皆さんの地区の被害状況や、有害獣の目撃情報など、情報提供をお願いします。

有害獣の捕獲にご協力ください。

捕獲隊員が活動するときに、地区の方の現場案内や状況説明があると、効果的かつ迅速に対応できますので、ご協力をお願いします。

捕獲檻に気を付けてください。



猟友会のベスト

捕獲檻は、ちょっとした振動で扉が閉まるので大変危険です。小さいお子さんが付近で遊んだりしないよう、注意してください。また、捕獲隊員は必要に応じ、猟銃も使用しますので、大きな音が聞こえたりすることもあります。安全第一で活動していますが、捕獲隊員を見かけたときは、近づかないようご協力をお願いします。



捕獲檻

捕獲檻 設置地区

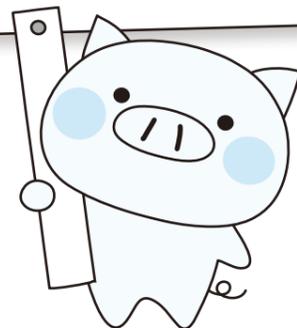
松原地区
原、沓見
西浦地区
二村、名子、縄間、常宮、沓、手、浦底、白木1・2丁目
東浦地区
鞠山、田結、赤崎、江良、五幡、拳野、阿曾、杉津、横浜、大比田、元比田
東郷地区
余座、大蔵、中、井川、高野、谷、檜曲、池河内、瀬河内、越坂、田尻、葉原、新保
中郷地区
山泉、坂下、鳩原、小河口、小河
愛発地区
市橋、追分、奥野、奥麻生、新道、刀根、杉箸
粟野地区
金山、関、長谷、みどりヶ丘町、山

情報公開・個人情報保護制度

～平成20年度の運用状況をお知らせします～

情報公開制度

市が持っている情報を、市民の皆さんが知りたいときに、請求に応じて公開する制度です。



個人情報保護制度

市が持っている個人に関する情報を、その本人が見たり、正したり、取り除いたり、中止したりする権利を保障する制度です。

情報公開制度

公開請求に対する決定の状況

請求件数 18件 ※ 請求4件については、内容により部分公開と非公開の2つの決定を行いました。

実施機関	公開	部分公開	非公開	取下げ	計
市長	3	11	6	0	20
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	1	0	0	1
水道事業の管理者	0	1	0	0	1
計	3	13	6	0	22

主な請求内容

- 市長交際費の関係書類
- コピー用紙の購入契約の関係書類
- 中池見環境保全エリア管理運営等委託にかかる関係書類 など

※ 請求のあった情報が不存在等の場合は非公開としています。

個人情報保護制度

開示請求に対する決定の状況

請求件数 4件

実施機関	開示	部分開示	非開示	取下げ	計
市長	1	2	1	0	4

主な請求内容

- 戸籍謄・抄本等交付請求書
- 住民票交付申請 など

※ 請求のあった情報が不存在等の場合は非開示としています。

※ 開示とは情報公開制度の公開に相当します。

●●●● 不服申立て ●●●●

実施機関の決定に不服がある方は、不服申立てができます。不服申立てがあった場合は「市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、審査を行います。20年度は両制度とも不服申立てはありませんでした。

実行委員会等の情報公開制度

実行委員会等が持っている情報も、要綱に基づき、公開の申出ができます。

申出に対する決定の状況

申出件数 3件（決定件数 6件）

部分公開	非公開
3	3

※ 申出3件については、内容により部分公開と非公開の2つの決定を行いました。

実行委員会等

特定の事務事業の実施のために設置された団体（法人を除く）で一定の要件に該当するもの

昨年度は、両制度の利用以外にも、「予算説明書や統計書などの閲覧」「行政内部資料についての説明」など、計91人・104件の利用がありました。

情報公開室は市役所1階総合案内窓口近くにあり、制度についての相談や案内、請求の受付、市政に関する資料の提供などを行っていますので、お気軽にご利用ください。

